

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第2号））

大阪府教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

標記について、別紙のとおり定める。

令和7年2月14日

大阪府教育委員会

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 二 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。

大阪府教育職員免許状再授与審査会規則を公布する。

令和七年 月 日

大阪府教育委員会

教育長 水野 達朗

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、大阪府教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、省令第三条第一項の児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として、次に掲げる者のうちから、大阪府教育委員会が任命する。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者
- 二 その他大阪府教育委員会が適当と認める者

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、会議の議決に加わることができない。この場合において、議決に加わることができない委員の数は、省令第五条第二項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

4 審査会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、大阪府教育庁教職員室において行う。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。